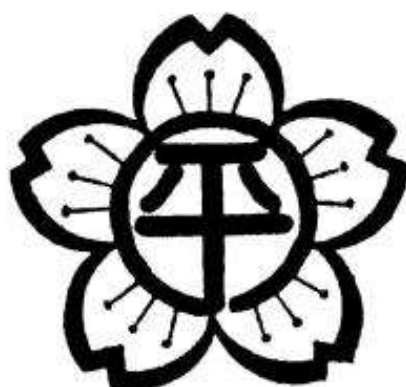


蓮田市立平野小学校 いじめ防止基本方針



平成26年4月

(令和7年4月改訂)

蓮田市立平野小学校

蓮田市立平野小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」「蓮田市いじめ防止基本方針」をもとに「平野小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つである。一人の教職員だけの問題ではなく、また、一人の教職員だけが抱え込むものではなく、学校が組織として一丸となって対応することが必要である。これまでも学校においては、様々な取組が行われてきたが、未だいじめを要因とする重大な事案が全国で発生している。

そこで、社会全体でいじめ問題に対応するため平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。

(2) いじめの防止等対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめの根絶を目標に行われなければならない。

また、全ての児童が「いじめをしない・させない・許さない」ようにするため、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、

「この法律において、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であり重要である。

具体的ないじめの様態

- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・遊ぶふり
- ・悪ふざけによる叩かれたり、蹴られたり
- ・ひどく叩かれたり、蹴られたり
- ・金品のたかり
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたり
- ・パソコンや携帯、スマホ、ゲーム機等で、本人の許可なく個人情報を載せたり、誹謗中傷や嫌なことをされたり 等

なお、これらの行為には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、学校は、勇気をもって、関係機関（警察・児童相談所等）に早期相談・通報をし、連携した対応をすることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。本校においてもそれは例外でないことを常に意識していることが重要である。特に、嫌がらせや悪ふざけ、遊びのつもり等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わり被害も加害も経験する。

また、これらの行為は、児童にとっては、無意識に関わっている場合が多いが、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または、身体に重大な危険を生じさせる。「悪ふざけ」「遊び」という名目で、加害側には「いじめ」という意識はないようにみえても、物隠しや内緒話等の仲間はずれ等もいじめに通じる行為である。

また、いじめの加害・被害という関係だけでなく、それらの行為を「観衆」として、はやし立てたり、おもしろがったりする存在や行為、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体、学校全体にいじめを「しない・させない・許さない」雰囲気形成されるように全教育活動において、日常から取り組むことが必要である。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第二十二条より、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称

いじめ防止・対応委員会

(2) 組織の構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導部員 教育相談部員

必要に応じて、PTA会長（保護者代表） 中学校区相談員

学校カウンセラー等外部専門家 該当児童関係教職員

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめの事実の確認、対策案の作成
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化、支援
- ・外部組織への協力要請・報告、または、警察への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施及び結果分析

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第十六条により、いじめを早期に発見、予防するため児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講じる。

(1) いじめの防止

- ・人権教育を推進し、日頃よりいじめを許さない学級づくり、集団づくりに努める。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、全教職員で共有し、毅然とした態度で指導にあたる。
- ・特に配慮が必要な児童について、適切な支援や保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行う。
- ・様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。
- ・自己有用感や自己肯定感を育成することに努める。
- ・保護者、教職員間の連携を密に図る。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめにつながる行為（「悪ふざけ」「遊び」）を見逃さず、見えないところでの発生、被害性に着目し、常に情報共有をする。
- ・アンケート調査（友達アンケート）を実施し、確認する（6月、1月）。
- ・個人面談を実施する（5～6月、11月※希望制）。
- ・心のポストを設置（職員室廊下、各教室に記入用紙の設置）する。
- ・授業を中心とした教育活動を通し、児童の実態把握をする。
- ・連絡帳、学年・学級だより、家庭訪問等を通して、保護者との連携を密に図る。
- ・校内生徒指導（いじめ防止・対応）委員会での情報交換、収集をし、共通行動を確認する。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめと見られる行為、疑われる行為を認めたときは、当該教職員が生徒指導（いじめ防止・対応）委員会に報告し、緊急対策会議をもち、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞ける体制をとる。教職員が、いじめの情報の報告を行わず、情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反する。
- ・いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保する。

- ・緊急対策会議を通し、学校全体で情報共有を図り必要な組織体制をとり、指導にあたる。
- ・該当児童の保護者に連絡し、家庭訪問や学校での話合いの場を設けるなどして、事態の収拾に努める。
- ・蓮田市教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関との連携をとる。
- ・いじめ解消の定義による解消まで、継続的な支援を徹底する。

<いじめ解消の定義>

- ・単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することなく、いじめを受けた子供及びいじめを行った子供を日常的に注意深く観察する。
- ・いじめが解消している状態とは
 - ① いじめを受けた子供に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。
 - ② いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

- ・いじめに対する研修を行い、教職員の資質向上に努める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条では、

- 一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、校長、生徒指導（いじめ防止・対応）委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして、報告、調査等にあたる。

これらを重大事態として、学校の設置者又は、その設置する学校は、その事態の対処に速やかに着手し、事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

(2) 重大事態発生時の対応

校長は直ちに、蓮田市教育委員会へ事態の発生について報告する。その後、「蓮田市いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行い、その結果を報告する。併せて、文部科学省にも同様に、発生についての報告と調査結果を報告する。

5 保護者、地域との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第九条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

児童が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子供を見守る事も重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や蓮田市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うように学校は啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・PTAの各種会議や懇談会、個人面談、学校評価アンケート等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級だより等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、電話、家庭訪問、連絡帳等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談や情報を受けやすい雰囲気づくりに努め、いじめの予防、対応に対する理解と協力を得る。
- ・平野小学校、平野中学校が協力し、「青少年健全育成推進委員会」「平野小中学校学校運営協議会」「平野小中学校連絡会」等の会議を通して、関係団体と連携し、いじめの予防、防止、対応、対策に努める。